

## 第82号議案

### 島根県手数料条例及び警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第1条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表6の項第7号ア中「6,500円」を「6,600円」に改め、同号イ中「4,500円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「3,700円」に改める。

別表7の項第7号中「17,000円」を「18,000円」に改める。

別表8の項第5号ア中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同号ウ及びエ中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同号オ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項第6号ア中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改める。

別表10の項第15号中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改める。

別表26の項第2号中「20,600円」を「20,700円」に改める。

別表49の項第3号中「8,000円」を「8,100円」に改める。

別表50の項第1号ア中「5,900円」を「6,000円」に改め、同号イ中「5,200円」を「5,300円」に改め、同項第2号中「2,600円」を「2,700円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表54の項第4号イ中「17,900円」を「18,200円」に改める。

別表60の項第1号中「19,200円」を「19,300円」に改め、同項第3号中「17,700円」を「17,900円」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第2条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の7の項中「8,600円」を「8,700円」に改め、同表の13の8の項及び13の9の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表の28の項の2中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表の29の2の項中「12,300円」を「12,700円」に改め、同表の34の4の項中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表の63の項中「38,000円」を「39,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。